## 店頭での新規口座開設等のための本人確認書類ご提示のお願い

新規口座開設等のお取引を行う際、金融機関は「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」に基づき、書類によりお客さまご本人の「お名前」「現住所」「生年月日」の確認を義務付けられております。

ご来店の際には、以下の書類(<u>原本</u>)をお持ちいただきますようお願い申し上げます(有効期間内、 または発行日から6か月以内のものに限ります)。

## 次のいずれか1点で受付可能な本人確認書類(主要なもの)。

## A群(顔写真入り)

- ▶ 運転免許証
- 運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)
- 旅券(パスポート)(注1住所表記あり)
- ▶ 顔写真のあるマイナンバーカード(個人番号カード)(注3)
- ▶ 住民基本台帳カード
- 顔写真のある在留カード(注2)(注4)
- 顔写真のある特別永住者証明書(注2)
- ▶ 各種福祉手帳(身体障害者手帳など顔写真があるもの)
- 官公庁から発行・発給された書類で官公庁が顔写真を貼付したもの(宅地建物取引士証など)

## 次のいずれか2つの組み合わせで受付可能な本人確認書類(主要なもの)。

		2 種類のうち 1 種類は、B 群の書類をご用意ください(B群+B群またはB群+C群)。		
		B群		C群(注5)
	>	各種健康保険(国民健康保険・健康保険など)の資格確認書	>	住民票の写し(コピーではありません)
	>	後期高齢者医療被保険者証の資格確認書	>	住民票の記載事項証明書
	$\triangleright$	介護保険被保険者証	≻	公共料金の領収書(領収印あり)
	$\triangleright$	各種年金手帳(国民年金手帳など)	>	国税・地方税の領収書(領収印あり)
	$\triangleright$	顔写真のない各種福祉手帳	>	社会保険料の領収書(領収印あり)
	$\triangleright$	母子健康手帳	>	納税証明書
	$\triangleright$	印鑑登録証明書(当該実印をお取引に使用する場合)		
	$\triangleright$	顔写真のない在留カード/特別永住者証明書/外国人登		
		録証明書		
	$\triangleright$	顔写真のないマインバーカード(個人番号カード)		

- (注1) 所持人記入欄のないもの(令和2年2月4日以降に発行)は、現住所が確認できる、他の本人確認書類をお持ちください。
- (注2) 英字氏名の記載がない場合は、旅券(パスポート)も合わせてお持ちください。
- (注3) 個人番号(マイナンバー)の「通知カード」および「個人番号通知書」は、本人確認書類として使用できません。
- (注4) ご申告いただいた在留資格によって、在留期間(満了日)を在留カード等で確認させていただきます。
- (注5) お申込時に記入された住所がA・B群の書類に記載された住所と異なる場合は、A・B群の書類1点と、現住所が記載されているC群の書類を1点お持ちください。
- (注6) 各種健康保険証の被保険者証の利用期限は2025年12月1日です。

